

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 3 月 10 日付け 31 長振用第 116-2 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）においては、第 2 の 2 に掲げる本件文書 について不開示（不存在）としたことは妥当であるが、第 2 の 2 に掲げる本件文書 について不開示（不存在）としたことは取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 2 年 2 月 25 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 2 月 10 日回答分の工事の各開始年月日と工事中のダイナマイト使用があったか。使用があった場合、使用年月日と使用回数。H19 年 2 月 28 日まで。
- (2) H16 年 6 月から 9 月 20 日までの 9 月 2 日を除く判定に使用された振動・騒音測定資料（ 宅・ だけ）。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 2 年 3 月 10 日付けで、請求内容(1)のうち「工事中のダイナマイト使用があったか。使用があった場合、使用年月日と使用回数。H19 年 2 月 28 日まで。」（以下「本件文書 」という。）及び請求内容(2)「H16 年 6 月から 9 月 20 日までの 9 月 2 日を除く判定に使用された振動・騒音測定資料（ 宅・ だけ）。」（以下「本件文書 」という。）については、「開示請求の内容を記載した公文書を保有していないため。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した（以下、本件文書 に係る本件処分を「本件処分 」と、本件文書 に係る本件処分を「本件処分 」という。）。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、

本件処分を不服として、実施機関に対し令和2年5月12日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分の取り消しを求める」と解される。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論等

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書 について

ア 実施機関によれば、昭和61年4月1日付け建設省経整発第22、23号(以下「要領」という。)に基づき、平成16年6月から平成19年2月までの工事でのダイナマイト使用時の資料も含めて、家屋損傷の判断を行ったとのことである。しかし、宅の同期間中の資料は、平成16年9月2日の1回分のみで、その他の資料は存在しない。同期間中のダイナマイト使用は多数あり、ほかの日の複数回は他人の家の資料を基に補償判断している。

イ 今回の請求期間において、ダイナマイト使用すら無かったことになっている。これは、捏造・改ざんが疑われる。

(2) 本件文書 について

ア 平成16年7月から9月までの間、1回分のみの資料と他人の家の資料により平成16年から平成19年までの家屋損傷判定が行われたことにより被害を受けた。法令・条例に基づかない被害判定をされている。

イ 実施機関の説明では、要領に基づき、損害等と工事との因果関係の調査、地盤変動による損傷発生の時間的関連性、損害等発生時の測定結果等と損害内容の程度を正確に把握する、との内容に基づいて、ダイナマイト使用時の振動調査資料を基に損傷調査資料、損害賠償額を作成したとのことであるが、このダイナマイト使用時の資料を開示請求すると、公文書不存在である。

不存在の振動調査資料を基に、どのように判定し、損害賠償額を作成したのか。何度確認しても、規定どおり検査は行われているという回答のみである。

ウ 県は要領に基づく事後調査を行っていない。県が提示する損害箇所や損害額がどんどん変わってくる。

(3) その他

ア 資料は県が全て持っている。県に不利な情報は、まだ調査中や、されても

いないのに、出さない、不存在や廃棄されてしまう、最初から無かったことになる。

イ 県の主張について、それを証明するものの開示請求を行っても、「無い」という回答ばかりである。「無い」から問題ないとされても困る。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 本件文書 について

ア 今回請求があった期間において、ダイナマイトを使用した実績がないため、公文書を確認できなかった。

イ 今回の請求期間については、2月10日回答書に記載されている「平成16年9月21日から平成19年2月28日までの間」と判断して本件処分を行った。

なお、当該期間について、審査請求人には確認していない。

ウ 仮に当該期間が工事の全期間（工事開始から請求において指定されている平成19年2月28日までの間）ということであれば、平成16年7月16日から同年9月20日までの間でダイナマイトを使用している。

(2) 本件文書 について

ア 今回請求があった期間（請求において指定されている平成16年9月2日を除く）において、振動・騒音測定を実施していないため、公文書を確認できなかった。

イ 平成16年9月2日しか測定しなかった理由については、記録も無く、当時の担当者や測定業者への聴き取りを行ったが不明である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公

開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件文書の保有の有無について

(1) 本件文書 について

当審査会において、実施機関に確認したところ、本件開示請求(1)中、「工事中のダイナマイト使用があったか」の「工事中」について、2月10日回答書に記載されている「平成16年9月21日から平成19年2月28日までの間」と判断して本件処分を行ったとのことであった。

しかし、当該「工事中」については、特に指定されていれば格別、そうでなければ、宅の損傷判断を行うこととなった工事の全期間と捉える余地がある。今回、実施機関において、「工事中」の期間について、審査請求人には確認していないとのことであり、前記の実施機関が判断した期間と指定されているわけではない。また、審査請求人自身、「今回の請求期間において、ダイナマイト使用すら無かったことになっている。これは、捏造・改ざんが疑われる。」と主張している(前記第3の2の(1)のイ)ことから、工事の全期間と捉えていたことが伺われる(そのような趣旨の発言もある)。よって、当該「工事中」については、工事の全期間と捉えるのが相当である。

そうすると、平成16年7月16日から同年9月20日までの間でダイナマイトを使用している(前記第4の1の(1)のウ)とのことであり、かつ、実施機関自身、公文書の存在を認める発言を行っているのであるから、本件文書 について公文書不存在としたことは妥当ではなく、本件処分 については、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

(2) 本件文書 について

当審査会において、実施機関に確認したところ、今回の請求期間から特に除外されている平成16年9月2日の資料以外は確認できなかったことから公文書不存在としたとのことである。また、当日しか測定しなかった理由について調べるため、当時の担当者や測定業者への聴き取りも行ったとのことであり、これらの実施機関の説明によれば、本件文書 が存在していないということについて特段不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定(公文書不存在)とした本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

本件文書 に関して、前記第5の2の(1)のとおり判断したところであるが、これは、実施機関が審査請求人に対して「工事中」の意味について確認を行っていたら防ぐことができたものである。実施機関においては、開示請求の内容が曖昧であると思料する場合には、できる限り話し合っただけで公文書の特定を図られるよう要望する。

本件文書 に関して、平成16年9月2日しか測定しなかった理由については、記録も無く、当時の担当者や測定業者への聴き取りを行ったが不明とのことである。ただし、工事箇所が審査請求人宅から遠く離れている場所で測定した平成19年以降については、長期間に渡る測定資料が存在するにもかかわらず、最も近い平成16年の資料がわずか一日のみというのでは、審査請求人でなくても疑念を抱くのも無理からぬと思料する。確かに、当該測定が行われたのは十数年も前の話であり、現在の実施機関における対応に限りがあることは理解できる。しかし、現在の実施機関にも、条例第1条に規定されているとおり、県の諸活動を説明する責務を全うし、県政に対する理解と信頼を深める責任を果たさなくてはならないことには変わりはない。

実施機関におかれては、できるだけ審査請求人に向き合っただけで、可能な限り不存在の理由、事情等について丁寧に説明していただくよう切に望むところである。一方、審査請求人におかれても、まずは冷静に実施機関と話し合いを行っていただくよう強く望むところである。丁寧な説明と理解を重ねることによって、本件審査請求の根底にある補償問題が解決に向かうことを心から願うものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年10月9日	・実施機関から諮問書を受理
令和3年3月4日	・審査会（審査）
令和3年6月11日	・審査会（審査請求人口頭意見陳述及び審査）
令和3年7月19日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和3年8月18日	・審査会（審査）
令和3年8月23日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長